

自動車運転代行業者に対する 行政処分を公表します。

平成25年1月11日より、福井県公安委員会が行った、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)に基づく行政処分を、[福井県警察のホームページ上](#)において公表します。

公表する目的

利用者及び飲食店等において安全・安心な運転代行業者の選択の機会が増加することにより、悪質業者の自然淘汰が促進され、業界全体の健全化を図る。

公表される行政処分

- (1) 法第7条第1項の規定による**認定の取消し**
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による**指示**
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による**営業停止命令**
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による**営業廃止命令**

※ ただし、次の場合は公表を行いません。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は第23条第2項による福井運輸支局長からの要請に際し、福井運輸支局長から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 福井県公安委員会において当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合

公表期間及び公表方法

当該処分が行われた日から起算して2年間、福井県警察ホームページ上において公表

※ 施行日(H25.1.11)以前に行われた行政処分に関しては公表の対象外です。

公表される内容

認定証番号、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由、根拠法令、処分を行った公安委員会

お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
又は
- 福井県警察本部交通企画課企画指導係

電話 0776-22-2880(内線5023・5024)